

平成21年9月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(行コ)第4号 海外視察違法公金支出金返還請求控訴事件(原審・仙台地方裁判所平成19年(行ウ)第15号)

口頭弁論終結日 平成21年7月14日

判 決

当 事 者 別紙(当事者目録)のとおり

主 文

- 1 (1) 原判決中, 第1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 第1審原告の請求を棄却する。
- 2 第1審原告の控訴を棄却する。
- 3 第1審被告補助参加人池田らの控訴を却下する。
- 4 訴訟費用は, 第1, 2審とも第1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 第1審被告

主文1項(1)(2), 4項と同旨。

2 第1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 第1審被告は, 第1審被告補助参加人佐々木両道に対し, 99万9100円を支払うように請求せよ。
- (3) 第1審被告は, 第1審被告補助参加人岡征男に対し, 99万9100円を支払うように請求せよ。
- (4) 第1審被告は, 第1審被告補助参加人植田耕資に対し, 99万9100円を支払うように請求せよ。
- (5) 第1審被告は, 第1審被告補助参加人山口津世子に対し, 99万9100円を支払うように請求せよ。

- (6) 第1審被告は、第1審被告補助参加人嶋中貴志に対し、99万9100円を支払うように請求せよ。
- (7) 第1審被告は、第1審被告補助参加人池田友信に対し、99万9840円を支払うように請求せよ。
- (8) 第1審被告は、第1審被告補助参加人屋代光一に対し、99万9840円を支払うように請求せよ。
- (9) 第1審被告は、第1審被告補助参加人佐藤わか子に対し、99万9840円を支払うように請求せよ。
- (10) 第1審被告は、第1審被告補助参加人岡本あき子こと山下章子に対し、99万9840円を支払うように請求せよ。
- (11) 訴訟費用は第1、2審とも第1審被告の負担とする。

3 第1審被告補助参加人池田ら

前記1と同旨。

第2 事案の概要

本件は、仙台市の住民で組織する第1審原告が、仙台市議会の議員（以下「市議」という。）である第1審被告補助参加人らが参加した、平成18年5月2日から同月10日までに実施された海外視察（以下「本件海外視察1」という。）及び同年10月24日から同月31日までに実施された海外視察（以下「本件海外視察2」という。）はいずれも観光目的の旅行であるから、その旅費のための公金の支出は違法であるなどと主張して、地方自治法（平成20年法律第69号による改正前のもの。以下、平成20年法律第69号による改正前の地方自治法を「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、第1審被告に対し、上記海外視察に参加した当時市議であった第1審被告補助参加人ら9名に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権に基づき、旅費などとして支出された公金相当額について、返還請求をすることを求めた事案である。

原審は、本件海外視察1に関する第1審原告の請求を棄却し、本件海外視察2に関する第1審原告の請求の一部を認容したため、これに不服の第1審被告及び第1審原告並びに本件海外視察2に参加した第1審被告補助参加人池田らが控訴を提起した。

1 前提事実及び争点に対する当事者の主張は、原判決7頁12行目「同条」とあるのを「本件規則111条」と改め、9頁1行目「基本計画書」とあるのを「基本計画」と改めるほかは、原判決の当該欄記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における争点及び当事者の主張

(1) 第1審被告の主張

ア 本件海外視察2について裁量権行使の逸脱又は濫用はない。

原判決は、第1審被告補助参加人池田らが10月29日に自由視察を行ったことにより不当に視察行程が1日延ばされたとするが、次のとおり同日の自由視察により視察行程が不当に延ばされたとはいえない。

ア 本件運用指針との関係

本件海外視察2にかかる海外出張実施計画書(乙A5の2)には、10月29日に終日専用車による「ローマ市内視察」との記載がある。

仙台市議会は、同計画書に基づいて本件海外視察2についての議員の派遣を議決しているから、同日のローマ市内視察については仙台市議会の議決を経ており、本件運用方針に抵触しない。

なお、本件運用指針は、海外出張基本計画書の「視察目的」の記載として、議会の審議に支障がない程度に包括的な記載を容認しており、また、記載事項に関連性を有する事項についての視察も当然に容認しているものと解される。

(イ) 10月29日のローマ市内視察は次のとおり「視察目的2」に合致し、また、本件要綱2条に定める「議員が海外における行政事情、その他市

政に関する必要な事項の視察調査を行い、市政課題の解決に資する」ものである。

- ① 第1審被告補助参加人屋代光一（以下「第1審被告補助参加人屋代」という。）は、同日のローマ市内視察の結果に基づいて12月11日の仙台市議会第4回定例会において、「電柱のないまち仙台」についての質問をしている。
- ② 第1審被告補助参加人池田友信、同佐藤わか子及び同岡本あき子と山下章子（以下「第1審被告補助参加人山下」又は「山下」という。）は、同日自費でポンペイ遺跡などを訪問し、遺跡の保存と展示、観光資源としての活用のあり方を調査し、近隣の火山に対するガス対策の必要性についても視察した。

(ウ) 日程の相当性

海外視察においては、交通機関の時間調整の必要性、滞在中の土曜・日曜が介在する場合の調整、時差に応じた健康管理などを要するところ、本件海外視察2の日程は相当であり、強行日程といえないことをもって日程が相当でないということとはできない。

(2) 第1審被告補助参加人池田らの主張

ア 本件海外視察2に際しては、10月27日に実施されたイタリアサッカー協会訪問の日程調整の変更があり、やむを得ず予備日として同月30日を設定したという経緯があり、視察日程を不当に延ばしたものではない。

イ ガイド・アシスタント費用の計上の誤り

原判決は、10月29日のガイド・アシスタント費用として4万6000円が不必要に支出されたと認定しているところ、同日は同費用は支出されていない（乙A9）ので、原判決の認定には誤りがある。

(3) 第1審原告の主張

ア 「議会において必要があると認められるとき」の意義

- (ア) 法100条12項所定の「議会において必要があると認められるとき」とは、法96条ないし100条の2に定める議会の権限行使に必要な場合に限定され、法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨からしても、「そのうち役立つ」「議員の見識に得るところがあり、議員の資質が向上するから間接的に議会の権限行使に役立つ」といった場合は含まない。
- (イ) 上記必要性を判断するにあたっては、視察により議員個人の活動としての成果ではなく「議会活動としての成果」があったか否かで判断すべきであり、議会活動としての成果は、調査結果報告書に現れていなければならぬ。

イ 本件海外視察1について

(ア) 各視察先について

① 海底トンネル視察

海外視察報告書（乙A4の6）には日本企業のトンネル技術への単なる感嘆が記載されているに過ぎないし、仙台市地下鉄東西線の建設事業は決定済みであって、仙台駅の東西の交通、流通の活性化のための計画策定に際し、ボスポラス海峡の地下トンネル視察が議会討議のため必要があるというのは荒唐無稽である。

② トルコの小学校及びギリシャの中学校の視察

海外視察報告書（乙A4の6）にもありきたりの感想が記載されているにとどまり、何を視察して何を市政に反映させようとするのかという具体的な目的意識がない視察である。議員個人の体験にとどまり、議会としての成果はなく、必要性は認められない。

③ アズハルパークの視察

海外視察報告書（乙A4の6）の内実は、行って見たらよいところだったということにとどまり、仙台市の都市計画に役立ったという成果も

なく、必要性は認められない。

④ ギザやアクロポリスの視察

これらの場所については、海外出張実施計画書の調査事項・調査先にも入っておらず、議会に諮られていないし、海外視察報告書（乙A4の6）にも記載がない。このような場所について、原判決は視察先として評価しており、不当である。

イ) 原判決が視察目的1との関連性や必要性を認めた4箇所についても、視察の必要性は抽象的で、視察内容は具体性を欠き、視察の具体的な成果もない。

原判決は、本件海外視察1に関するすべての費用を公金から支出することが違法でないとした。そうすると、視察先の選択と日程をうまく調整すれば、日程全体に観光的要素が半分以上含まれていても、全額について公費で支出することを認めるということになる。

また、中学校についてはトルコ又はカイロの中学校を視察するなど視察先を効率よく選択して視察すれば5月6日には帰国が可能であり、ギリシャにおけるスニオン岬及びアテネ考古学博物館について視察目的との関連性が明確とまではいえないとの原判決の立場からしても、視察先はトルコ及びエジプトにとどめるのが合理的であり、ギリシャをまわることにより、視察行程が不当に延びたり、視察に要する費用が著しく過大になっているものといえる。

ウ 本件海外視察2について

ア) 各視察先について

① ジェノバ

ジェノバ訪問の目的は、姉妹都市締結に向けての都市交流、港湾都市として仙台市の参考にすること、ウォーターフロント計画と町並みの景観調査とされているが、姉妹都市締結についてのその後の戦略や

交渉は語られておらず、港湾都市について仙台市にどのように参考になったのかも明らかでないし、景観調査についての成果について報告書（乙A5の6）にも語られておらず、議会としての視察の成果はない。

原判決は、意見交換及び親書の手渡しが歴史的国際交流という視察目的に資するとしているが、多額の税金を投入してまで獲得すべき成果があったのかという視点が欠落しており、これでは、議会としての成果を問わず交流さえしてくればすべて適法という不当な結果になる。

② キヨッソーネ東洋美術館

キヨッソーネ東洋美術館訪問の目的は、お礼や日本と違った展示・収蔵状況・環境の視察とされているが、お礼に4名もの市議が高額な交通費をかけて行くことの妥当性は検討されていない。また、事前に美術館側に調査事項を伝えてもいないのであり視察の体をなしていない。

③ ローマ市内視察、クイリナーレ宮、サンタンジェロ城

何を視察するか事前に十分に検討しておらず、事前の問い合わせもなされていないし、ガイドを雇って史跡や展示を見て回っただけであり、議会としての成果はなかった。

④ サン・ピエトロ大聖堂、バチカン美術館、ボルゲーゼ美術館

土曜日であるため正式な視察ではないし、具体的な視察目的もなく、直接見て知識を深めるためだけの視察であり、議会活動としての成果はない。ボルゲーゼ美術館にいたっては、目的であった支倉常長ゆかりの展示を確認することすらできていない。

⑤ カステル・ガンドルフォでの市民交流、窓口調査

訪問の目的は「風の環」の見学窓口及びバチカン市国との交流の

窓口の調査であったとするが、結局窓口はどこかが明らかにならず、成果がない。上記窓口調査の必要性も乏しい上に、視察者には本気で実現する気がなかったため、成果が上がらなかったものといえる。

原判決は、意見交換の主たる議題の1つである「風の環」の実物を見ることの意義は否定できないとしているが、意見交換さえすればどのような意見交換であっても有意義であるかのごとき評価であって不当である。

⑥ イタリアサッカー協会訪問

仙台カップユースサッカーへのジュニアチーム出場依頼と、イタリアプロ4選手の足形取りの依頼との訪問の目的に照らし、親書の手渡しや足形取りの依頼は視察目的に資するとしている。

しかしながら、ジュニアチームが不参加であった原因も把握せずに訪問しても目的を達成できないのは当然であるし、足形取りの対象となる選手はそれぞれクラブチームに所属しており、イタリアサッカー協会に依頼する意味があるのか疑問である。

イタリアサッカー協会訪問により成果があがらないことは訪問前から議員もわかっていたはずである。

(イ) 視察行程について

原判決が視察目的との関連性を認めた視察先についても、成果らしい成果がほとんどなく、その余の観光旅行と区別しがたい日程を隠すために組み入れられているものといえる。

地方自治法2条14項や地方財政法4条1項の趣旨に照らせば、視察に要する費用は少しでも過大であってはならない。

10月27日午後以降の日程は不要であり、同日午後以降の経費はすべて違法な支出である。また、同日午後のガイド料及び通訳料、同月28日のガイド料及び通訳料も違法な支出である。

(ウ) 第1審被告補助参加人山下は、10月30日午前中を予備日としていたと証言するが、帰国する航空機はローマを同日午前中に出発しており、信用できない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、第1審原告の請求をいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の当該欄説示のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決28頁25行目「出国手続を済ませた後」を削除する。
- (2) 原判決30頁8行目「ロザンナ・ルッソ史」とあるのを「ロザンナ・ルッソ氏」と改める。
- (3) 原判決32頁18行目「基本的には」から同頁19行目末尾までを、「ガイド費用を含め自費により視察した(乙A9)。」と改める。
- (4) 原判決33頁25行目「できなものの」とあるのを「できないものの」と改める。
- (5) 原判決35頁11行目「計画が策定される可能性もないとはいえず、」を「ことは重要な政策課題であり、その実施に関しても、」と改める。
- (6) 原判決38頁12行目「前」から18行目「併せ考えると、」までを削除する。
- (7) 原判決38頁21行目、39頁6行目から7行目にかけて、同頁16行目から17行目にかけて、40頁3行目、11行目、13行目、43頁5行目、14行目、21行目、44頁6行目、45頁6行目に「著しく」とあるのを削除する。
- (8) 原判決44頁4行目「あっと」とあるのを「あったと」と改め、同頁7行目冒頭から23行目末尾までを次のとおり改める。

「d 10月29日については、後記2(3)イに説示するとおり、同日ローマ市に宿泊したことが不合理であるとはいえない。そして、第1審被告補

助参加人池田らは、前々日の27日午後以降、自由視察に充てる時間の割合を多くしているといえるものの、同月29日の通訳料・ガイド料は自己負担しているし、第1審被告補助参加人屋代が再度ローマ市内を視察し、同人を除く第1審被告補助参加人池田らがポンペイ遺跡を視察したことは、ローマ市などにおける歴史、文化、市民生活などに直接触れるものといえ、海外視察中の公式訪問の予定のない日曜日の過ごし方として妥当性を欠くものではない。」

- (9) 原判決45頁15行目冒頭から46行目3行目末尾までを次のとおり改める。

「エ 小括

以上の諸事情を総合的に考慮して検討すると、本件海外視察2について、仙台市議会が裁量権の行使を逸脱又は濫用したということとはできず、そのために要した公金の支出が違法であると認めることはできない。」

2. 当審における当事者の主張に対する判断

- (1) 第1審原告は、法100条12項所定の「議会において必要があると認められるとき」とは、議会の権限行使に必要な場合に限定され、議員の資質が向上するから間接的に議会の権限行使に役立つといった場合は含まず、上記必要性を判断するにあたっては、「議会活動としての成果」があったか否かで判断すべきであり、議会活動としての成果は、調査結果報告書に現れていなければならないと主張するが、原判決第3の2(1)ア説示のとおり議会の有する裁量の性質やその幅の大きさに鑑みれば、第1審原告主張の場合でなければ海外視察が不適法となるとはいえないし、「議会において必要があると認められるとき」に該当するか否かを判断するに際し、議会活動としての成果が調査結果報告書に現れていなければならないとの第1審原告の主張は採用できない。

(2) 本件海外視察1について

ア 各視察先について

第1審原告は、海底トンネル視察について、必要性は否定されなければならないと主張するが、海底トンネル視察が都市計画調査に資するものといえることは原判決第3の2(2)ウ(ア)説示のとおりであり、第1審原告が主張する、海外視察報告書(乙A4の6)の内容、仙台市地下鉄東西線の建設事業が決定済みであったことは、上記認定を左右するものではない。

また、小学校及び中学校の視察並びにアズハルパークの視察に関する海外視察報告書(乙A4の6)の内容は、視察目的に資するものでその必要性を否定することはできないとした原判決の認定を左右するものではない。

第1審原告は、ギザやアクロポリスの視察について、海外出張実施計画書(乙A4の2)の調査事項・調査先にも入っておらず、議会に諮られていないし、海外視察報告書(乙A4の6)にも記載がないから、このような場所について視察先として評価した原判決は不当であると主張する。確かに、これらの視察先は海外出張実施計画書(乙A4の2)の調査先に含まれていないのであるが、そうであるとしても、これらの視察は、視察目的との間の関連性が明確であると評価できる視察先を午前中に視察した後、その午後に視察されたものであって、原判決第3の2(2)エ(イ)b及びdの説示及び後記イの説示に照らしても、本件海外視察1についての支出の適法性の判断に影響を与えるものではない。

第1審原告は、ギリシャの中学校の視察について、ギリシャでなければならない必然性は認められず、中学校の視察をトルコ又はエジプトで行うのが合理的であり、ギリシャの中学校を視察したことは、視察行程が不当に延び、視察に要する費用が著しく過大になっているものといえると主張するが、ギリシャの中学校を視察先に選ぶこと自体は視察目的に照らして

不当であるとはいえない。トルコ及びエジプトとギリシャの距離関係に照らしても、ギリシャの中学校を訪問先に選定したことにより、視察行程が不当に延び、費用を過大にするともいえないし、裁量権の逸脱又は濫用にあたるともいえない。

イ 視察行程について

海外視察の適法性を判断するに際し、視察行程の相当性を考慮すべきであることは、原判決第3の2(1)ア説示のとおりである。

第1審原告は、本件海外視察1において、原判決が視察目的との関連性を認めた海底トンネル視察、トルコの小学校、アズハルパーク及びギリシャの中学校についても、視察の必要性は抽象的で、視察内容は具体性を欠いているし、視察の具体的な成果もない観光的要素を含む訪問先が多く含まれていることから、公費による支出をすべきではないと主張する。しかしながら、原判決第3の1(1)イ(ア) a, 同(イ), 同(ウ) a, 同(カ) a 及び第3の2(2)ウ(ア)(イ)(ウ)並びに前記ア説示のとおり、これらの4つの視察先について視察の必要性が認められるとともに視察の実体が認められる。そして、これら以外の視察目的との関連性が明確であるとはいえない視察先のうち、ギザ及びアクロポリスについて、視察目的との関連性及び視察の必要性を否定しることができないことは、原判決第3の2(2)ウ(カ)(イ)に説示したとおりであり、その他の視察目的との関連性が明確であるとはいえない視察先に関しても、訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れることが、視察目的の背景を理解する上で有益であることは訂正された原判決第3の2(2)エ(ア)説示のとおりであるし、同(イ)の説示のとおり、本件海外視察1における視察目的に資することが明らかな視察先と関連性が明確であるとまではいえない視察先の場所的關係、空いた時間帯や休日を利用したものであること、訪問した時間などを総合的に考慮すれば、視察行程が相当でないとはいえない。

以上に加え、本件海外視察1において選定された訪問国及び視察目的に資すると評価すべき視察先の数、視察の期間が1週間程度であること、移動にかかる時間、移動及び宿泊にかかる費用等を総合考慮すると、本件海外視察1が議会の裁量権を逸脱又は濫用した違法なものであるとはいえない。

(3) 本件海外視察2について

ア 前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

㍿ 第1審被告補助参加人山下は、9月末頃、仙台市企画市民局スポーツ交流課に対し、10月27日から30日の午前中にイタリアサッカー協会訪問の日程調整を依頼したため、同課において、イタリアサッカー連盟ナショナルチーム部リーヴァ副代表宛てに、同月27日午後にはイタリアサッカー連盟を訪問したいので御高配を賜りたい旨の仙台市議会議長名義の10月10日付け書簡を手配し（丙B9の1、2。以下「本件書簡」という。）、同月12日に電子メールによりイタリアサッカー協会に送信した。

数日後、同月27日にリーヴァ副会長と面談する約束ができたため、同課の担当者は、同月20日ころ、第1審被告補助参加人山下に対しその旨伝えるとともに、先方との日程調整については予定変更もあり得るので、日程には余裕をもっておいた方が良いとのアドバイスをした。また、同日時点では、旅程を短縮するにはキャンセル料や変更料がかかり、かえって支出が多くなることが見込まれた。

その後、同月24日、リーヴァ副会長が面談をキャンセルしたため、再度第1審被告補助参加人山下らが仙台市の担当者に27日又は30日の訪問の調整を依頼し、第1審被告補助参加人山下が直接仲介者と連絡を取って交渉し、マンベツリ副会長との同月27日の面談約束をとりつけ、同日午前中に面談が実現した。

イタリアにおいては、土日に公式の訪問約束をとりつけることは困難であった。(証人山下, 丙B9の1ないし11)

(イ) 本件海外視察2の日程は9月末ころに、10月24日から31日までと決定し、当初は25日及び26日にジェノバに宿泊、27日以降にローマに宿泊し、帰路はローマを午後に出発してミラノ経由で成田空港に帰国する予定であった。その後、訪問先の都合により26日以降ローマに宿泊することになるとともに、視察参加人数の変動による調整をした結果、帰路はロンドン経由の便に変更になり、ローマを午前中に出発してロンドンに行き、午後6時過ぎの便でロンドンから関西国際空港に帰国することになった。

本件海外視察2に出発した後には、ヨーロッパから日本への便の変更は困難であるが、ローマからロンドンへの便は便数の関係上変更が可能であり、ローマを午後に出発する便に変更することも可能であった。(証人山下, 乙A5の2, 7の11)

イ 第1審被告及び第1審被告補助参加人池田らの主張について

(ア) 海外視察においては、交通機関の遅延や欠航、訪問相手の突然の予定変更、時差や天候の変化による健康上の不具合など不測の事態に直面することも多いのであって、視察行程は各日に可能な限りの視察を詰め込むような強行日程であることは要せず、視察の目的を達するためには、時差を含めた体調管理、交通期間の遅延、視察相手からの予定変更や視察時間の延長等にも対応できるように相当な範囲で余裕をもった日程を組むことも許されると解すべきである。

そして、前記ア(ア)のとおり、イタリアサッカー協会を訪問するに際しては、一旦は10月27日の面談の約束をとりつけたが、その時点で旅程を短縮するとかえって費用がかさむ状況であるとともに、イタリアにおいては先方からの急な予定変更も予想され、予備日として同月30日

月曜日の午前中を確保すべきと判断したことが認められる。

そうすると、実際に同月24日になって同月27日の面談が一旦キャンセルされたことに照らしても、上記判断は合理的なものといえるのであり、第1審被告補助参加人池田らが土日をはさんだ予備日として同月30日を残すために同月29日にローマ市に宿泊したことも不合理ではなく、日程を短縮して同日に帰国するべきであったとまではいえず、同日の行程が、本件海外視察2の視察行程を不当に1日延ばしたものであると評価することはできない。

(イ) 第1審原告は、本件書簡には面談の希望日を10月27日と記載してあるだけで同月30日を候補日としてあげていないこと、同日のロンドン行き航空機の出発が午前中であったことからすれば、同日午前中を予備日としたとの第1審被告補助参加人山下の証言は信用できないと主張する。

しかしながら、出発直前の同月30日より同月27日に視察を行う方が望ましいと考えられるのであり、本件書簡に同月30日を希望日として掲げなかったことが不自然とまではいえない。また、同日のロンドン発関西国際空港行き航空便の出発時間は午後6時過ぎであること、ヨーロッパ内の便であるローマ発ロンドン行き航空機であれば柔軟に時間変更できるとの証言内容も不合理とはいえないことからすれば、再度キャンセルされた場合にはローマ発ロンドン行き便を変更して同月30日午前中にイタリアサッカー協会を訪問するための予備日と考えていたという第1審被告補助参加人山下の証言は信用できるものといえる。

ウ 第1審原告の主張について

(ア) 第1審原告は、ジェノバ訪問、カステル・ガンドルフォ市での窓口調査、キヨッソーネ東洋美術館、ローマ市内視察、クイリナーレ宮、サン

タンジェロ城，サン・ピエトロ大聖堂，バチカン美術館及びボルゲーゼ美術館について，視察による議会としての成果がないと主張する。

このうちジェノバ訪問については，視察目的に資し関連性も明らかであるととも視察の実体を有しているといえることは，原判決第3の2(3)イ(ア)に説示のとおりであり，カステル・ガンドルフォ市においても，仙台市を通してカステル・ガンドルフォ市に依頼をすればバチカンの担当者と連絡をとってバチカン市国夏の離宮の訪問を可能にするよう図るとの話し合いがなされている(丙B1)のであり，また，原判決第3の2(3)イcに説示のとおり，議会における政策決定と視察結果とが直ちに結びつかなければならないというものではない。その余の視察先については，原判決第3の2(3)イ(イ)(オ)(カ)(キ)説示のとおり，視察目的との関連性が明確であるとまではいえないが，これらの視察先の見学をとおして視察目的に資し，関連性が明らかな視察の内容の理解が更に深まる側面は否定できない。

(イ) 加えて，第1審原告は，ジェノバにおける意見交換及び親書の手渡し並びにキヨッソーネ美術館におけるお礼(仙台市博物館においてキヨッソーネ美術館展を開催したことに関するもの。丙B1)には多額の税金を投入してまで獲得すべき成果はないと主張するが，視察目的の合理性及び視察目的との関連性が認められるところ，普通地方公共団体の議会の広範な権能に照らせば，意見交換，親書の手渡し及びお礼を兼ねて海外視察を行うことが裁量権行使の逸脱又は濫用であるとは評価できないし，本件海外視察2の視察行程を全体的にみれば，費用が過大であるともいえず，第1審原告の主張は採用できない。

(ウ) 更に，第1審原告は，イタリアサッカー協会訪問については，成果が上がらないことは事前に明らかであったと主張するが，イタリアサッカー協会には事前に本件書簡によりジュニアチーム招へい及び足形取りの

訪問目的を連絡した上で（丙B9の2）訪問が実現しているものであり、同協会に依頼しても意味のない事項であれば先方からもその旨指摘があるはずであり、訪問前から成果が上がらないことが明らかであったとは認められない。

(エ) 以上に照らせば、視察目的との関連性が明らかな視察先について、その余の観光旅行と区別しがたい日程を隠すために組み入れられているとは評価できず、第1審原告の主張は採用できない。

なお、第1審原告の主張する地方自治法2条14項や地方財政法4条1項の趣旨に照らしても、訂正された原判決第3の2(2)エ(ア)説示のとおり、視察目的との関連性が明確であるとまではいえない見学等が含まれている場合に、そのような見学によって、視察に要する費用が過大になるなどの事情がある場合には裁量権を逸脱又は濫用したものという余地があるが、本件において、視察目的との関連性が明確であるとまではいえない見学等が含まれているとしても、それにより視察に要する費用が過大になったとまでは評価できない。

(オ) 第1審原告は、10月27日以降のガイド料・通訳料の支出は違法であると主張するが、同日及び同月28日の日程については、視察目的との関連性が明確であるとまではいえないものの、訂正された原判決第3の2(3)ウ(イ) b, c 説示のとおり、両日の見学により関連性が明らかな視察の内容の理解が更に深まる側面も否定できず、本来の視察目的の調査が阻害されたり、視察行程が不当に延びたとまではいえないし、視察に要する費用が過大になるとまではいえず、また、同月29日のガイド料・通訳料は第1審被告補助参加人池田らが負担しているのであるから、第1審原告の主張は採用できない。

(4) 第1審被告補助参加人池田らの控訴は、第1審被告が控訴をした後になされたものであるところ（当裁判所に顕著な事実）、その不服の範囲は第

1 審被告の控訴と同一であるから、不適法であるものと認め（民事訴訟法
297条, 142条), 却下する。

3 よって, 第1審原告の請求は棄却すべきであるから, 主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小 野 貞 夫

裁判官 網 島 公 彦

裁判官 高 橋 彩